

2026年1月13日

お客様各位

出光興産株式会社

## 太陽光余剰電力買取サービス でんきセット買取プラン 利用規約改定のお知らせ

平素は弊社の電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「太陽光余剰電力買取サービス でんきセット買取プラン 利用規約」の文書を一部改定することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後もお客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 適用開始日

2026年1月13日

#### 2. 改定文書

太陽光余剰電力買取サービス でんきセット買取プラン 利用規約

#### 3. 改定内容

- (1) 新旧対比表：別紙をご確認ください。
- (2) 改定後の全文：弊社 HP に掲示しております。

[https://denki.idemitsu.com/kt/idemitsu/assets/pdf/kaitori\\_term\\_20260113.pdf](https://denki.idemitsu.com/kt/idemitsu/assets/pdf/kaitori_term_20260113.pdf)

#### 4. 本件に関するお問い合わせ先

##### ■お問合せ先

**出光興産「電気お客様センター」**  
**☎0120-033-364 (フリーダイヤル)**  
**【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)**

以上

(別紙)

■太陽光余剰電力買取サービス でんきセット買取プラン 利用規約の改定について

変更前	変更後
<p><b>4. 適用開始日</b></p> <p>(2) 電力受給契約の申込みと同時に電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として、電力受給契約の受給開始日より、本プランを適用します。ただし、電気需給契約の需給開始日が受給開始日の翌月以降となった場合は、原則として、電気需給契約の需給開始日の属する月の初日より、本プランを適用します。</p> <p>(3) 電力受給契約の申込み後に電気需給契約を申込み場合</p> <p>原則として、電力需給契約の需給開始日の属する月の初日より、本プランを適用します。なお、この場合、お客様は、あらかじめ本プランの適用を当社に申込みいただきます。</p>	<p><b>4. 適用開始日</b></p> <p>(2) 電力受給契約の申込みと同時に電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として、電力受給契約の受給開始日より、本プランを適用します。ただし、<u>電気需給契約の開始日が受給開始日以降となった場合は、原則として、電気需給契約開始日以降の受給検針日より本プランを適用します。</u></p> <p>(3) 電力受給契約の申込み後に電気需給契約を申込み場合</p> <p>原則として、<u>電力需給契約開始日以降の受給検針日より本プランを適用します。なお、この場合、お客様は、あらかじめ本プランの適用を当社に申込みいただきます。</u></p>
<p><b>5. 適用終了日</b></p> <p>当社は、お客様が2（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本プランの適用を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 電力受給契約を解約する場合</p> <p>解約日に終了します。</p> <p>(2) (1)以外の事由による場合</p> <p><u>当該事由発生日の属する月の末日に終了します。</u></p>	<p><b>5. 適用終了日</b></p> <p>当社は、お客様が2（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本プランの適用を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 電力受給契約を解約する場合解約日に終了します。</p> <p>(2) (1)以外の事由による場合</p> <p><u>当該事由発生日の次回検針日の前日に終了します。</u></p>